

令和5年度 家族介護者交流事業 業務委託仕様書

1 目的

高齢者を在宅で介護している家族等を対象に、適切な介護知識・技術の習得ならびに身体的精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結の翌日～令和6年3月20日

3 事業実施回数及び場所

(1)実施回数 年17回以上開催

うち、介護教室 年16回以上、研修会を年1回以上実施するものとする。

(2)実施場所 任意の場所(受託者で確保)。

家族介護を行っている市民が広く参加できるよう、開催の場所や地区に留意するものとする。

4 業務内容

1 介護教室について

(1)受注者は、介護に関する不安や悩み等精神的な負担を解消するため、介護相談や介護者相互の意見交換を行うものとする。

(2)受注者は、介護者自身の健康のため、健康相談や保健教育又は助言を行うものとする。

(3)受注者は、介護による日常の身体的な負担を解消するため、疲労回復を目的としたメニューの企画・実施するものとする。

(4)受注者は、高齢者の介護に必要な知識の習得や介護技能の向上を図るため、教室を開催するものとする。

なお、(1)から(4)の内容を組合せるものとし、(1)の内容は、必ず実施内容に含めるものとする。

また、自主的な活動ができるよう、参加者に対して受注者が交流会の中で調整を行うものとする。

2 研修会について

講演会は、家族介護を行っている市民を対象に広く周知を行うものとする。

5 施設利用料

受注者は、事業を実施するにあたって必要となる施設利用料について、業務委託料の中から賄うものとする。その中には、冷暖房に関する利用料も含むものとする。

6 実施計画及び報告

(1)実施計画

受注者は、実施計画を作成し、実施日の1か月前には市長に提出するものとする。

(2)実施報告

受注者は、実施後翌月15日までに当該月の実施内容等を記載した実績報告書に關係資料を添付して、市長あて提出するものとする。

7 業務完了の報告

受注者は、委託業務完了後速やかに、次のとおり発注者に提出するものとする。

- (1) 業務完了届(市指定様式)
- (2) 請求書(市指定様式)

8 その他

受注者は、参加者に関する個人情報を漏洩しないよう配慮すること。

9 本仕様書に定めのないものについては、発注者と受託者が協議するものとする。